

荒川下流自然地管理アダプト制度 実施要領

-千住桜木自然地版-

第1条. 目的

本制度は、『荒川下流 自然地管理・運営計画 千住桜木地区版（平成 24 年 4 月）』に基づき、千住桜木自然地において、多様な生物が生息・生育する自然地環境の保全・活用を目指し、活動団体が、国土交通省荒川下流河川事務所（以下、事務所）と連携し、自然地の維持管理活動を実施することを目的とする。

第2条. 活動内容

活動団体は、千住桜木自然地内に一定範囲の活動場所を設定し、上記目的に資する自然地の維持管理活動として、以下に示す活動のいずれかを年 1 回以上実施する。

- ・ごみ拾い
- ・草刈り・草抜き
- ・動植物の生息・生育状況の調査

第3条. 活動支援

事務所は、活動団体の要望に応じ、上記活動の実施に際し、以下の支援を行う。

- ・ごみ拾い、草刈り・草抜きに必要となる備品、のぼり旗（活動中を示す旗）の貸与
- ・回収したごみの処分
- ・活動の広報
- ・アダプトサインの設置（活動団体名、活動期間、活動内容等を示したもので、規格は事務所が定める）

なお、具体の支援内容や方法については、活動団体と事務所で事前協議を行う。

第4条. 活動団体

（1）対象団体

本要領の目的を踏まえ、上記活動を行う団体を対象とする。団体とは、市民団体、企業、学校など、複数人からなる組織とする。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの、またはこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものは、対象外とする。

（2）活動期間

活動期間は、活動団体として合意書を締結した日から、3 月 31 日までとする。その後は、年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）ごとに活動団体と事務所が協議のうえ、合意書を更新することができる。

(3) 活動団体の選定

事務所は、必要に応じ、年度ごとに活動団体を募集する。参加を希望する団体は「申込書」を事務所に提出する。

活動団体の選定は、荒川下流部自然地管理・運営検討会の委員により組織する選定委員会が行う。選定に際しては、事務所が団体へヒアリングを行うことがある。なお、申し込み内容が本制度の目的と一致しない場合、選定されないことがある。

選定された活動団体と事務所は、本実施要領に基づき連携して維持管理活動を行うことを確認するため、「合意書」を取り交わす。なお、以下に示す場合は、この合意を解消することがある。

- ・活動団体から、取り消しの申し入れがあった場合
- ・下記の禁止行為を行った場合
- ・本制度の目的に反する活動、または下記の禁止行為に抵触する恐れのある活動が行われており、事務所の指導後においても改善されない場合
- ・第4条(1)の対象団体に該当しないことが明らかになった場合

第5条. 活動

(1) 活動の報告

活動団体は、活動に際して事務所へ事前連絡を行う。また、終了後には、活動を行ったことがわかる資料(日時、内容、参加人数、成果、写真等)を事務所へ提出する。

(2) 安全管理

活動に関わる安全管理は、活動団体において実施する。万一事故が発生した場合の責任は、活動団体が負う。

活動団体は、参加者の安全を第一とし、万全な予防措置、安全対策を講じる。

(3) 禁止行為

実施する活動は、法令遵守のうえ、本制度の目的に反しないことを原則とする。公共の利益に反する行為、政治活動、宗教活動、一般の河川利用者および近隣住民に迷惑となる活動は実施できない。

第6条. 荒川下流自然地管理アダプト制度連絡会議

活動に関する意見・情報交換や、活動団体間の調整事項等について話し合う場として、年1回程度、「荒川下流自然地管理アダプト制度連絡会議」を開催する。この会議には、活動団体、および事務所、足立区の代表者が出席する。

第7条. 個人情報の取り扱い

活動団体の代表者は、事務所が本制度の運営に関わる連絡・問い合わせを行うことに合意し、

個人情報である連絡先（住所、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を提供する。
事務所は、本制度の運営に関わる連絡・問い合わせ以外に、個人情報を使用しない。

第 8 条. 成果等の取り扱い

事務所は、活動団体の名称、活動場所、活動期間を公表することがある。

また、活動団体は、第 5 条（1）に基づき報告した資料について、事務所が本制度の広報等を目的として無償で利用することを許諾する。

第 9 条. 疑義に対する協議

「荒川下流自然地管理アダプト制度 実施要領」、および合意書の内容について疑義が生じた際には、活動団体と事務所で協議する。

第 10 条. その他

本制度は、事務所と活動団体が連携して自然地の維持管理活動を行うことを推進するもので、活動団体は活動箇所を占有する（排他独占的に使用する）ものではない。

活動団体は、活動箇所を一般の河川利用者や他の団体が自由に使用できることを、予め了承するものとする。

なお、事務所は、災害や治水安全上の河川工事等、何らかのやむを得ない理由が生じた場合には、本実施要領、および合意書を見直すこと、本制度を取り止めることがある。

以上